

転機に立つ「一人っ子政策」

最近の中国では「超生」が深刻な社会問題化しつつある。もともとは死罪を許されるといった意味の「超生」が、現在は「計画外生育」（出産）を表す言葉となっている。

富裕層の形成に伴って、都市では「超生貴族」が出現する一方、社会保障制度の欠落した農村では労働力、養老保障として子ども（特に男子）が求められている。

王氏は私営企業の多いことで有名な浙江省温州市の衣料メーカーの経営者である。資産は六〇〇万円（約九、〇〇〇万円）の王氏は一男二女の父親であるが、第一子出産時には、長女は先天性心臓病との二七診断書を使い、第三子の時は妻を遠い親戚に預けた。「いかに政府でも、生まれてきた子どもを殺すわけにはいかないだろう」との開き直りである（『中国青年報』〇七・三・二六）。



「社会撫養費弁法」（〇二・九施行）では、計画外出産者からは、その地域の平均年収を基準に一定額の「社会撫養費」（保護養育費）を徴収することになっているが、浙江省では高収入層に対しては、平均収入を超えた部分の二倍までの撫養費を徴収できる。地域平均が二

万元で当事者の収入が一〇〇万元の場合、一九六万と高額になるが、真の「大戸人家」（富裕な家庭）を目指す高額所得者にはほとんど効き目がないという。

二〇〇六年十二月、中央政府が「人口と計画生育政策の強化」に関する通達を出した。それは、計画生育目標が達成されない場合は行政責任を問うことや社会的悪影響の大きな場合は名前を公表する旨の厳しい内容を含むものであった。

この通達に過敏に反応したのが、全国一人口増加率の高い広西省であった。各県では職員を総動員して計画外出産家庭への戸別訪問を実施し、法外な撫養費（罰金）を手段を選ばず徴収し始めたのである。納期を過ぎた家には「大錘隊」（ハンマー隊）を派遣し、家を壊し、金目の家財道具のすべてを没収したり、計画生育証を持たない者の郵便貯金を凍結したり、未婚女性まで不妊手術を強要したのである（『亞洲週刊』〇七・三・六）。玉林市博白県など広西省の数県で五月十七日から数日間展開された暴動は、これら地方政府の違法行為に対する群衆の反撃であった。

「超生」を目指す人々がいる一方、上海市のようにすでに人口自然増加率がマイナスに転じている都市もある。極端な男女間出生比率の拡大や低所得水準での急激な高齢化社会の到来が現実のものとなりつつある現状は、「一人っ子政策」そのものの必要性が問われていると言っべきである。

（小林照直・アジア研究所所長）

クルアーンのリバー禁止に従い「リバー」をとる方法としてイスラム経済においては、債務の担保として不動産を提供し、債権者にその用益権を付与し、その用益権を「利息」とする方法、二重売買による方法すなわち債務者が債権者に現金で奴隷を売却し、前者は即時に、後者から将来の日付で支払う金額でもって買い戻し、この取引の売買代金の差額を「利息」としてとる方法が行われている。このように一般的な経済活動による「報酬」は、用語を「利子」から「配当」ないし「手数料」と名称を変えて、イスラム発生時から慣習的なものとしてイスラム諸国において一般的に正当化されている。

現実的なイスラム諸国の銀行業務は用語や解釈が異なるが、資本主義金融システムと同じであるといつてよい。市場経済を肯定している。ただ大きく異なるのが金融活動を行う際、その対象がイスラム法「シャリーア」に照らして判断するイスラム法学者が、必ず介入することである。融資は、利益損失シェアリングを基本としているところにある。

この契約のもと「利子」を、「配当」や「手数料」と用語を替えているだけで、「黒いものを白」といわれているに過ぎないと解釈できる。この結果、スクーク（イスラム債）などの出現で、「イスラム金融」「デリバティブ」商品の開発を活性化させている。グラミン銀行の活動は利益損失シェアリングを基にしたイスラム金融の一種と考えられる。

（みきとしお・札幌学院大学経済学部教授）